福岡県公安委員会

福岡市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
香椎照葉五丁目（北向き）	福岡市東区香椎照葉5丁目１－14先	西日本鉄道株式会社自動車事業本部が行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車（通称「アイランドのるーと」）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和７年７月１０日合意
福岡市総合体育館（西向き）	福岡市東区香椎照葉4丁目４－8先			
照葉北小学校前（西向き）	福岡市東区香椎照葉4丁目２－5先			
照葉小中学校前（南向き）	福岡市東区香椎照葉2丁目１－3先			
照葉小中学校前（北向き）	福岡市東区香椎照葉2丁目１－3先			
アイランドシティ中央公園前（北向き）	福岡市東区香椎照葉1丁目３－5先			
アイランドシティ中央公園前（西向き）	福岡市東区香椎照葉3丁目２－2先			